	第67条の４第４項又は第５項	００２７６	法規別表十三（十二）「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	第67条の５第１項	００２７７	法規別表十六（七）「８」の欄の金額
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の６第１項	００２７８	法規別表八（一）「40」の欄に「特定株式投資」と記載した銘柄の同表「43」の欄の金額の合計額
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	第67条の７第１項	００２７９	法規別表八（一）「５」又は「18」の欄の金額
特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14第１項	００２８０	法規別表十（八）「13」の欄の金額
投資法人に係る課税の特例	第67条の15第１項	００２８１	法規別表十（八）「33」の欄の金額
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の３の２第１項	００２８２	法規別表十（九）「８」の欄の金額
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の３の３第１項	００２８３	法規別表十（九）「23」の欄の金額

様式第11の記載要領第１号中「第３号」を「第３号及び第４号」に改め、同第11号を次のように改める。

２　「事業種目」の欄は、連結親法人及び連結子法人の行う事業のうち主たるものの属する業種について、次の表の事業種目の欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載すること。

事　業　種　目	業種番号	事　業　種　目	業種番号	事　業　種　目	業種番号
食料品製造業	01	光学機械器具等製造業	27	倉庫業	65
製糸、紡績、ねん糸業	02	時計、同部品製造業	28	放送業、電信業又は電話業	66
織物業	03	その他の製造業	29	電気供給業	67
ニット製造業	04	飲食料品卸売業	31	ガス業又は熱供給業	68
染色整理業	05	繊維品卸売業	32	その他の運輸業、運輸附帯サービス業又は水道業	69
その他の繊維工業	06	建築材料卸売業	33	対個人サービス業	71
衣服、その他の繊維製品製造業	07	家具、建具、じゅう器卸売業	34	対事業所サービス業	72
木材、木製品製造業	08	医薬品、化粧品卸売業	35	映画業	73
家具、装備品製造業	09	機械器具卸売業	36	娯楽業	74
パルプ、紙、紙製品製造業	10	鉱物、金属材料卸売業	37	その他のサービス業	75
新聞業、出版業又は印刷業	11	貿易業	38	自動車修理業	76
化学工業	12	その他の卸売業	39	その他の修理業	77
石油製品製造業	13	飲食料品小売業	41	料理・飲食店業	78
石炭製品製造業	14	織物小売業	42	旅館業	79
ゴム製品製造業	15	衣服、身の回り品小売業	43	農林業	81
皮革、同製品製造業	16	家具、建具、じゅう器小売業	44	漁業又は水産養殖業	82
窯業又は土石製品製造業	17	医薬品、化粧品小売業	45	金属鉱業	83
鉄鋼業	18	百貨店	46	石炭鉱業	84
非鉄金属製造業	19	趣味・娯楽用品等小売業	47	原油・天然ガス鉱業	85
金属製品製造業	20	その他の小売業	49	非金属鉱業	86
機械製造業	21	総合建設業	51	銀行、信託業	87
産業用電気機械器具製造業	22	職別建設業	52	その他の金融業	88
民生用電気機械器具電球製造業	23	鉄道業	61	証券、商品取引業	89
通信機械器具製造業	24	道路旅客運送業	62	保険、保険サービス業	90
輸送用機械器具製造業	25	道路貨物運送業	63	不動産業	91
理化学機械器具等製造業	26	水運業	64	その他の産業	99

様式第11の記載要領に次の１号を加える。

４　「租税特別措置法の条項」の欄は、連結法人が適用を受ける法人税関係特別措置の次の表の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項を記載すること。この場合において、「区分番号」の欄には当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載すること。